



熊本県公報

第13520号
令和8年(2026年)
3月24日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 令和8年度(2026年度)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される入札実施に係る参加に必要な資格……………(管理調達課) 2
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 4
- 道路の供用開始……………(//) 4
- 道路の供用開始……………(//) 5
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止……………(社会福祉課) 5
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更……………(//) 5
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定……………(//) 6
- 救急病院の名称変更……………(医療政策課) 6
- 指定管理者の指定(熊本産業展示場)……………(販路拡大ビジネス課) 6
- 児童福祉法に基づく指定通所支援事業者の廃止……………(障がい者支援課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………(//) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止……………(//) 7
- 保安林の指定の解除に関する予定……………(森林保全課) 8
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退……………(高齢者支援課) 8
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退……………(//) 8
- 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 宇土公共下水道事業計画変更認可……………(下水環境課) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい者支援課) 9
- 熊本県入札監視委員会設置要綱の一部改正……………(監理課) 9

公 告

- 基本測量の実施……………(監理課) 9
- 公共測量の終了……………(//) 9
- 公共測量の終了……………(//) 10
- 公共測量の終了……………(//) 10
- 公共測量の終了……………(//) 10
- 令和8年度(2026年度)前期技能検定の実施……………(労働雇用創生課) 10
- 令和6年度特定歴史公文書の保存及び利用状況の公表……………(県政情報文書課) 14
- 令和8年度(2026年度)豚熱ワクチン(50頭分)単価契約の落札者等……………(畜産課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 16

登 載 依 頼

- 熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 17
- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則……………(//) 17
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………(//) 17
- 熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則……………(//) 17
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(//) 18
- 熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定……………(体育保健課) 18
- 熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定……………(//) 18
- 藤崎台県営野球場の指定管理者の指定……………(//) 19
- 熊本武道館の指定管理者の指定……………(//) 19
- 熊本県立総合体育館の指定管理者の指定……………(//) 19
- 熊本県総合射撃場の指定管理者の指定……………(//) 19
- 文化財の指定……………(文化課) 20
- 県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定(令和8年度(2026年度)分)業務に係る一般競争入札の落札者等の決定……………(教育政策課) 20
- 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海

自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条
例の一部を改正する条例……………（有明海自動車航送船組合） 22

告 示

熊本県告示第243号

熊本県が令和8年度（2026年度）に発注する物品の製造、修理又は購入に関する契約及び業務委託契約（建設工事関係に係る契約を除く。）において、地方公共団体の物品等又は特定役職の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される競争入札の実施が見込まれるため、競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木村 敬

1 調達をする物品等又は業務委託契約の種類

(1) 物品の製造、修理又は購入

印刷類、文具・事務機類、家具類、楽器・運動用品類、被服・繊維製品類、看板・資材類、雑貨類、電力・燃料類、車両・船舶・航空機類、機械・器具類、その他

(2) 業務委託契約（建設工事関係に係る契約を除く。）

庁舎管理、浄化槽管理、樹木保護管理、建物設備管理、警備、検査業務、調査業務、文化財調査、環境関係測定機器保守、機器保守、広報・広告業務、催事関係業務、廃棄物処理業務、運送業務、給食業務、クリーニング、情報処理業務、リース・レンタル、研修業務、その他

2 競争入札に必要な資格等

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有する者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。及び入札参加資格を得るための申請書を提出する者には、エ及びカに掲げる書類の提出を省略することができる。

ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号に該当する者でないことを証する書類

イ 法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては次の（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）及び（イ）に定める書類の写し

（ア）申請書を提出する日が所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項に規定する第3期（以下「第3期」という。）の末日後である場合 申請書を提出する日の属する年の前年分の所得税の確定申告書

（イ）申請書を提出する日が第3期の末日以前である場合 申請書を提出する日の属する年の前々年分の所得税の確定申告書

ウ 次の（ア）及び（イ）に掲げる証明書

（ア）消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ）熊本県の県税について未納がないことの証明書（熊本県内に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書）

エ オ 別表の各営業種目ごとに定める許可、認可及び資格免許一覧表

カ 印刷業者は、印刷関係設備調査表

キ 役員の一覧表

ク 誓約書

ケ 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

コ 社会保険等加入状況確認書

カ サ その他知事が必要と認める書類

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日午後5時までとする。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年(2029年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年(2028年)9月1日から令和10年(2028年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

別表

物品の製造、修理又は購入		
営業種目		必要な許可・認可・登録等
電力・燃料類	電力	小売電気事業許可 (旧：一般電気事業許可、特定規模電気事業開始届出)
	石油製品	(ガソリン、軽油、灯油、重油) 石油製品販売業開始届出、揮発油販売業者登録
	ガス・その他	(ガス) 液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス製造許可、高圧ガス販売事業届出
車両・船舶・航空機類	車両・船舶整備	(車両整備) 自動車分解整備事業認証
	航空機部品販売・整備	(航空機整備) 航空機整備改造認定事業場
機械・器具類	医療・介護用機器	高度管理医療機器等販売業許可証、管理医療機器販売業届出、一般医療機器製造販売業許可
その他	薬品類	(医薬品) 薬局開設届、医薬品販売業許可証、医薬品製造業許可証、医薬部外品製造業許可証、医薬品輸入販売業許可証、毒物劇物販売業登録票、毒物劇物製造業登録票、毒物劇物輸入業登録票 (動物医薬品) 動物用医薬品店舗販売業、動物用医薬品特例販売業 (農薬) 農薬販売業届受理証
	肥料・飼料・種苗	(肥料) 肥料販売業務開始届出書 (飼料) 飼料販売業者届出
業務委託契約(建設工事関係に係る契約を除く。)		
庁舎管理	庁舎清掃	建築物環境衛生管理事業県知事登録 (清掃、環境衛生総合管理のいずれか)
	庁舎衛生管理	建築物環境衛生管理事業県知事登録 (空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業)のうちいずれか
浄化槽管理	浄化槽点検清掃	(点検) 浄化槽保守点検業者登録 (清掃) 浄化槽清掃業者許可
建物設備管理	エレベータ保守	昇降機検査資格
	消防用設備保守	消防設備士免許
	自家用電気工作物保守	電気主任技術者免許
	ボイラー保守	(小型ボイラー、小規模ボイラーを除くボイラー整備) ボイラー整備士免許

		(保守点検) ボイラー技士免許
警備	機械警備	機械警備業届出及び警備業認定
	人的警備	警備業認定、営業所設置届(県外本店のみ)
検査業務	健康診断業務	病院開設許可、又は診療所開設届
調査業務	不動産等鑑定調査	(土地家屋調査) 土地家屋調査士登録 (不動産鑑定) 不動産鑑定士、不動産鑑定業登録
廃棄物処理業務	一般廃棄物収集運搬、処分	(収集・運搬) 一般廃棄物収集運搬業許可 (処分) 一般廃棄物処分業許可
	産業廃棄物収集運搬、処分	(収集・運搬) 産業廃棄物収集運搬業許可 (処分) 産業廃棄物処分業許可
	特別管理産業廃棄物収集運搬、処分	(収集・運搬) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 (処分) 特別管理産業廃棄物処分業許可
運送業務	運送業務	(旅客運送) 一般乗合自動車運送業許可、一般貸切旅客自動車運送業許可 (貨物運送) 一般貨物自動車運送業許可、特定貨物自動車運送事業許可、貨物軽自動車運送事業届出
給食業務	給食業務	(デリバリー方式給食) 飲食店営業許可証
クリーニング	クリーニング	クリーニング所開設届

熊本県告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町吉富字時町 1684番1地先から 菊池市泗水町豊水字頭図 3302番1地先まで	134.8	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)3月24日

熊本県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町中谷い 9379番1地先から 同所	155.0	災害復旧 工事

	9 1 4 9 番 1 8 地 先 まで	
2	供用を開始する期日	令和8年(2026年)3月24日

熊本県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	都呂呂宮地岳線	天草郡苓北町都呂々字蔭平 6 1 1 6 番 1 地 先 から 同所 6 1 1 3 番 1 地 先 まで	42.0	単道改

2	供用を開始する期日	令和8年(2026年)3月24日
---	-----------	------------------

熊本県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

施術の種類	施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
柔道整備	志多田 渚	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和8年(2026年)1月1日

熊本県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

施術の種類	施術者の氏名	施術所の所在地		施術所の名称	変更年月日
		旧	新		
あん摩・マッサージ	日車 明彦	人吉市上漆田町426 8番地	人吉市北泉田町191 番地4	在宅マッサージひのわ人吉	令和8年(2026年)2月1日

はり・きゆう	日車 明彦	人吉市上漆田町426 8番地	人吉市北泉田町191 番地4	在宅マッサージひのわ人吉	令和8年(2026年)2月1日
--------	-------	-------------------	-------------------	--------------	-----------------

熊本県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木村 敬

施術の種類	施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
柔道整復	西 浩志	整骨院 泰西	球磨郡あさぎり町免田東504 0-1	令和8年(2026年)1月6日

熊本県告示第250号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更されたので、告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木村 敬

名 称	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人敬生会外山 胃腸病院	医療法人外山胃 腸病院	医療法人敬生会外 山胃腸病院	令和8年（2026年） 2月9日

熊本県告示第251号

熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）第11条第1項の規定により熊本産業展示場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本産業展示場	熊本市中央区山崎 町30番地	熊本産業文化振興 株式会社 代表取締役 田嶋 明彦	令和8年（2026 年）4月1日から令 和13年（2031 年）3月31日まで

熊本県告示第252号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称	事業者の名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支
--------	-------	-------	-------	--------

及び所在地	称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名			援の種類
Trunk 山鹿市下吉田 814番地1	合同会社チャイルド 山鹿市下吉田 814番地1 立山 智博	令和8年(2026年)3月31日	435050 0155	指定放課後等 デイサービス
多機能型事業所 ともとも 山鹿市鹿本町 来民576番地7	ケーエスティ ー株式会社 山鹿市鹿本町 御宇田298 番地3 守田 俊啓	令和8年(2026年)3月31日	435050 0254	指定児童発達 支援 指定放課後等 デイサービス
放課後クラブ ぱれっと 山鹿市久原5 479	社会福祉法人 和創会 熊本市南区富 合町古閑99 4番地1 由井 照二	令和8年(2026年)3月31日	435050 0114	指定放課後等 デイサービス

熊本県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ジョブパートナー宇城 宇城市松橋町松橋438-1	特定非営利活動法人ジョブパートナー 宇城市松橋町松橋438-1 岩本 浩治	就労継続支援B型	令和8年(2026年)4月1日

熊本県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
人吉市社会福祉協議会 訪問介護事業所 人吉市西間町41番地1	社会福祉法人人吉市社会福祉協議会 人吉市西間町41番地1 松岡 隼人	居宅介護 重度訪問介護	令和8年(2026年)3月31日
日輪学園 生活介護事業所にちりん 八代市郡築四番地6番地1	NPO法人八代福祉開発・集いの家 八代市郡築一番町275番地1	生活介護	令和8年(2026年)3月31日

藤本 幸吉

熊本県告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代市泉町葉木字葉木70番138から145まで
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
(その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第256号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録辞退届受理年月	サービスの種類
社会福祉法人上天草会 天草市栖本町湯船原661番地	特別養護老人ホーム梅寿荘 天草市栖本町湯船原661番地	431100043	令和8年（2026年）4月1日	介護老人福祉施設

熊本県告示第257号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録辞退届受理年月	サービスの種類
社会福祉法人上天草会 天草市栖本町湯船原661番地	地域密着型特別養護老人ホーム梅寿荘 天草市栖本町湯船原661番地	431100199	令和8年（2026年）4月1日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 施行者の名称 宇土市
- 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 宇土公共下水道
- 事業施行期間 昭和49年（1974年）1月26日から令和15年（2033年）3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 昭和49年熊本県告示第63号、昭和52年熊本県告示第184号、昭和55年熊本県告示第14号、昭和59年熊本県告示第899号、昭和61年熊本県告示第90

0号、平成2年熊本県告示第823号、平成5年熊本県告示第292号、平成10年熊本県告示第249号の2、平成15年熊本県告示第924号、平成18年熊本県告示第748号、平成21年熊本県告示第808号、平成26年熊本県告示第567号及び令和3年熊本県告示第283号の事業地のうち、宇土市築籠町、新松原町、善導寺町、立岡町、花園町、南段原町、三拾町、松山町、神合町、花園台町及び境目町の各一部を加える。

熊本県告示第259号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス るみね 球磨郡あさぎり町須恵620番地2	株式会社 July 球磨郡あさぎり町須恵620番地2 竹本 ひとみ	令和8年（2026年）4月1日	4351890019	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第260号

熊本県入札監視委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県入札監視委員会設置要綱の一部を改正する要綱（平成14年熊本県告示第123号）の一部を次のように改正する。

第2条中「審議を行い、意見の具申を行う」を「審議を行う」に改める。

第8条の見出しを「（報告又は意見の具申）」に改め、同条第2項中「委員会は、」の次に「第1項の報告又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、第2条第1号、第2号又は第4号の事務に関し、審議の状況を知事に報告することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第154号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）	令和8年（2026年）4月1日から 令和9年（2027年）3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和7年（2025年） 5月19日から 令和7年（2025年） 9月29日まで	熊本県葦北郡津奈木町福 浜地内

熊本県公告第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県農林水産部森林局森林保全課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	令和7年（2025年） 9月5日から 令和8年（2026年） 2月27日まで	南阿蘇村、高森町の一部

熊本県公告第157号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（中心線測量、横断測量、縦断測量）	令和7年（2025年） 7月15日から 令和8年（2026年） 2月18日まで	人吉市上原田

熊本県公告第158号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により法務省熊本地方方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業）	令和6年（2024年） 7月1日から 令和8年（2026年） 1月31日まで	上益城郡益城町大字宮園 及び木山の一部並びに辻 の城

熊本県公告第159号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により令和8年度（2026年度）前期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

1 実施職種（作業）

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造

物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工外具仕上げ作業及び金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、ダイカスト(コールドキャスト作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業及び家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業)、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着仕上げ防水工事作業及びFRP防水工事作業、内装仕上げ施工(プラスチック工事作業)、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (2) 単一等級
路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

- (3) 3級
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンター作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 試験の方法
試験は実技試験及び学科試験によって実施。

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の(ア)から(オ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額

(ア) (イ)から(オ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円

(イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。)別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき13,700円

(ウ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき9,200円

(エ) 実技試験の3級を受けようとする、在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは学校教育法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条開条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(オ)において同じ。)である受検者(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円

(オ) 実技試験の3級を受けようとする、在校生であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。) 1職種につき3,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和8年(2026年)6月10日(水)から令和8年(2026年)9月9日(水)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。ただし、暑熱対応のため、造園職種、とび職種、左官職種及び路面標示施工職種に限り、令和8年(2026年)11月11日(水)までの間において実施期間を延長する場がある。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
 エ 問題の公表
 実技試験の問題は、令和8年（2026年）6月3日（水）以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。
 (2) 学科試験
 ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円
 イ 実施期日

等級	検 定 職 種 (作 業)	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）	令和8年（2026年）7月12日（日）
1 級及び2 級	造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）及び塗装（建築塗装作業）	令和8年（2026年）8月23日（日）
3 級	金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）	
1 級及び2 級	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作	令和8年（2026年）8月30日（日）

	業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業及び家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)	
1級及び2級	非接触除去加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和8年(2026年)9月6日(日)
単一等級	路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(カ) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-4108

熊本県熊本市南区幸田1-4-1 熊本県立高等技術専門校内

電話 096-285-5818

- (3) 受付期間
令和8年(2026年)4月6日(月)から令和8年(2026年)4月17日(金)まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請書は、令和8年(2026年)4月17日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。なお、原則として、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。
- 6 合格発表等
- (1) 合格発表
技能検定の合格者の受検番号を、次に掲げる合格発表日に熊本県庁ホームページに掲載する。
- ア 令和8年(2026年)7月12日(日)に学科試験を実施する検定職種
合格発表日 令和8年(2026年)8月28日(金)
- イ ア以外の日に学科試験を実施する職種
合格発表日 令和8年(2026年)10月2日(金)
- ただし、暑熱対応のため実施期間を延長する場合は、令和8年(2026年)11月26日(木)までの間で都道府県知事が指定する日に延長する。
- (2) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が、合格発表日以降に書面にて通知する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告160号

熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)第32条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則(平成24年熊本県規則第27号)第17条の規定により、令和6年度(2024年度)における特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県知事 木村 敬

令和6年度(2024年度)における特定歴史公文書の保存及び利用の状況

(表は令和7年(2025年)3月31日の状況)

1 保存の状況(所蔵簿冊数)

特定歴史公文書の総所蔵簿冊数		目録に記載された簿冊数			【参考】 目録調整中の簿冊数 (移管予定簿冊数)	
		媒体の種別				
		文書又は図画	電磁的記録	その他		
行政機関	8,023	8,023	8,023	0	0	0
地方独立行政法人等	0	0	0	0	0	0
計	8,023	8,023	8,023	0	0	0

(注)「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等。

2 移管受入の状況

移管受入簿冊数	移管元機関の別	
	行政機関	地方独立行政法人等
0	0	0

3 利用請求の状況

利用請求件数	うち本人からの利用 請求の件数	【参考】 移管元行政機関等による 利用の特例の件数

4 利用決定の状況

利用決定件数	全部利用 決定	一部利用 決定	全部利用 制限
	3	0	3

5 利用の状況

利用の方法	
閲 覧	写しの交付
2	1

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分に係る審査請求	
審査請求件数	処理件数
0	0

※ 3以下は利用請求等の件数（1件につき複数の簿冊が含まれる場合あり）

熊本県公告第161号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 落札に係る物品の名称及び数量
【畜産課】令和8年度（2026年度）豚熱ワクチン（50頭分）
年間予定購入数 12,050本
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部生産経営局畜産課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和8年（2026年）3月12日
- 落札者の氏名及び住所
富田薬品株式会社 熊本支店
熊本市中央区九品寺六丁目2番35号
- 落札金額
1本あたり3,575円（うち消費税及び地方消費税の額325円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年（2026年）1月27日

熊本県公告第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字中前通5276番1及び同5277番3
394.61平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区妙体寺町1番3-303号
蓑田 圭介

熊本県公告第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）3月24日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字中前通5276番3及び同5277番6
394.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区南熊本二丁目5番5号ロザリアンプレイス南熊本404
嬉野 剛
嬉野 菜

登載依頼

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成22年熊本県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。
附 則
この規則は、令和8年5月21日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	(1) 獣医師（(2)に掲げる者を除く。）	2
	(2) 所長の職にある獣医師	1

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第7号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表第3小学校の部五木村の項及び同表中学校の部五木村の項を削り、同表義務教育学校の部水上村の項の次に次のように加える。

五木村	五木学園	1級
-----	------	----

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則（令和5年熊本県人事

委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式中「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)」を削る。
 別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)」を削る。
 別記第23号様式中「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)」を削る。

- 附 則
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書は、改正後の熊本県人事委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書とみなす。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和8年3月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県人事委員会事務局処務規程(昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

- 別表の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項に次の1号を加える。
 1 4 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第16条の3第4号、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第21条の2第4号及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第20条の2第4号の規定に基づく協議に関すること。

附 則
 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会告示第10号

熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)第16条第1項の規定により熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

熊本県教育委員会告示第11号

熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)第16条第1項の規定により熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポー	令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

		ツ振興事業団 理 事長 寺野慎吾	
--	--	---------------------	--

熊本県教育委員会告示第12号

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）第10条第1項の規定により藤崎台県営野球場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事 長 寺野慎吾	令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

熊本県教育委員会告示第13号

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）第10条第1項の規定により熊本武道館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市中央区水前寺五丁目23番2号熊本武道館内	公益財団法人熊本県武道振興会 理事長 河津修司	令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

熊本県教育委員会告示第14号

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）第10条第1項の規定により熊本県立総合体育館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事 長 寺野慎吾	令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

熊本県教育委員会告示第15号

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）第10条第1項の規定により熊本県総合射撃場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

告示する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

熊本県教育委員会告示第16号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、次の(1)及び(2)の文化財を熊本県指定重要文化財に指定し、同条例第27条第1項の規定により、(3)の文化財を熊本県指定重要無形民俗文化財に指定する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

(1)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (絵画)	土佐光起筆 三十六歌仙図扁額 附 狩野寿信筆 模写扁額	36面	熊本市中央区二の丸2(熊本県立美術館寄託)	宗教法人大宮神社

(2)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (歴史資料)	寛政津波供養塔(一郡一基の塔) 附 玉垣・石段・仕切石	3基	熊本市西区小島 宇土市戸口町 玉名市岱明町扇崎	小島校区第6町内自治会(御幸組) 宗教法人西宗寺 明神尾区

(3)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	保存団体
重要無形民俗文化財	高森のにおか	1件	阿蘇郡高森町	昭和向上会 旭向上会 上町向上会 横町向上会 下町向上会

熊本県教育委員会公告第20号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年(2026年)3月24日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校学習系ネットワーク用ルータ更新設置設定(令和8年度(2026年度)分)業務委託
台数: 33
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和8年(2026年)3月10日
- 落札者の氏名及び住所
NTT西日本株式会社熊本支店
熊本市中央区九品寺1-2-11

- 5 落札金額
55,000,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,000,000円)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年(2026年)1月20日
-

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第1号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例
(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後	改正前
(期末手当)		
第20条 略		第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
4～6 略		4～6 略
(勤勉手当)		(勤勉手当)
第21条 略		第21条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
3～5 略		3～5 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	円	230,000	円	265,300	円	298,800	円	321,300	円	355,200	円	408,300	円	458,300	円	510,200	円
	2	184,600	円	231,500	円	266,300	円	300,300	円	323,100	円	356,900	円	410,200	円	463,800	円	517,100	円
	3	185,800	円	233,000	円	267,300	円	301,800	円	324,900	円	358,500	円	412,100	円	468,800	円	522,300	円
	4	186,900	円	234,500	円	268,300	円	303,200	円	326,600	円	360,100	円	413,900	円	473,500	円	526,600	円
	5	188,000	円	236,000	円	269,300	円	304,600	円	328,300	円	361,700	円	415,700	円	477,500	円	530,100	円
	6	189,700	円	237,500	円	270,300	円	305,700	円	330,000	円	363,500	円	417,500	円	481,000	円	533,400	円
	7	191,300	円	239,000	円	271,300	円	306,700	円	331,700	円	365,000	円	419,300	円	484,000	円	536,400	円
	8	192,900	円	240,500	円	272,300	円	307,900	円	333,400	円	366,600	円	421,100	円	486,500	円	538,900	円
	9	194,500	円	242,000	円	273,300	円	309,100	円	335,000	円	368,000	円	422,700	円	488,500	円	540,900	円
	10	196,200	円	243,400	円	274,300	円	310,700	円	336,700	円	369,600	円	424,200	円	491,000	円	543,000	円
	11	197,800	円	244,800	円	275,300	円	312,300	円	338,400	円	371,200	円	425,700	円	493,000	円	545,000	円
	12	199,400	円	246,200	円	276,400	円	313,900	円	340,000	円	372,700	円	427,200	円	495,000	円	547,000	円
	13	201,000	円	247,400	円	277,400	円	315,400	円	341,500	円	374,600	円	428,700	円	497,000	円	549,000	円
	14	202,700	円	248,600	円	278,700	円	317,000	円	343,100	円	376,500	円	430,000	円	499,000	円	551,000	円
	15	204,400	円	249,800	円	280,000	円	318,600	円	344,700	円	378,400	円	431,300	円	501,000	円	553,000	円
	16	206,100	円	251,000	円	281,200	円	320,200	円	346,200	円	380,200	円	432,500	円	503,000	円	555,000	円
	17	207,400	円	252,100	円	282,500	円	321,700	円	347,600	円	381,700	円	433,700	円	505,000	円	557,000	円
	18	209,000	円	253,200	円	283,800	円	323,400	円	349,300	円	383,500	円	435,000	円	507,000	円	559,000	円
	19	210,600	円	254,300	円	285,000	円	325,000	円	350,900	円	385,200	円	436,300	円	509,000	円	561,000	円
	20	212,100	円	255,400	円	286,200	円	326,600	円	352,500	円	386,800	円	437,500	円	511,000	円	563,000	円
	21	213,600	円	256,400	円	287,300	円	328,000	円	353,700	円	388,500	円	438,700	円	513,000	円	565,000	円
	22	215,200	円	257,400	円	288,500	円	329,700	円	355,200	円	389,900	円	439,900	円	515,000	円	567,000	円
	23	216,800	円	258,400	円	289,800	円	331,400	円	356,700	円	391,700	円	441,100	円	517,000	円	569,000	円
	24	218,400	円	259,400	円	291,000	円	333,000	円	358,400	円	393,500	円	442,300	円	519,000	円	571,000	円

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,800	円	242,000	円	276,300	円	309,800	円	332,600	円	366,800	円	420,700	円	471,900	円	525,300	円
	2	196,900	円	243,300	円	277,300	円	311,300	円	334,400	円	368,500	円	422,600	円	477,200	円	532,000	円
	3	198,100	円	244,700	円	278,300	円	312,700	円	336,200	円	370,100	円	424,500	円	482,100	円	537,100	円
	4	199,200	円	246,100	円	279,300	円	314,100	円	337,900	円	371,700	円	426,300	円	486,700	円	541,300	円
	5	200,300	円	247,500	円	280,300	円	315,500	円	339,600	円	373,300	円	428,100	円	490,700	円	544,700	円
	6	202,000	円	248,900	円	281,300	円	316,600	円	341,300	円	375,100	円	429,900	円	494,100	円	547,900	円
	7	203,600	円	250,300	円	282,200	円	317,600	円	343,000	円	376,600	円	431,700	円	497,000	円	550,800	円
	8	205,200	円	251,700	円	283,200	円	318,800	円	344,600	円	378,200	円	433,500	円	499,500	円	553,300	円
	9	206,700	円	253,100	円	284,200	円	320,000	円	346,200	円	379,500	円	435,100	円	501,500	円	555,300	円
	10	208,400	円	254,300	円	285,200	円	321,600	円	347,900	円	381,100	円	436,600	円	503,500	円	557,300	円
	11	210,000	円	255,600	円	286,200	円	323,200	円	349,600	円	382,700	円	438,100	円	505,500	円	559,300	円
	12	211,600	円	256,900	円	287,200	円	324,800	円	351,200	円	384,200	円	439,600	円	507,500	円	561,300	円
	13	213,100	円	258,100	円	288,200	円	326,200	円	352,700	円	386,100	円	441,100	円	509,500	円	563,300	円
	14	214,800	円	259,300	円	289,500	円	327,800	円	354,300	円	388,000	円	442,400	円	511,500	円	565,300	円
	15	216,500	円	260,500	円	290,800	円	329,400	円	355,900	円	389,900	円	443,700	円	513,500	円	567,300	円
	16	218,200	円	261,700	円	292,000	円	331,000	円	357,400	円	391,700	円	444,900	円	515,500	円	569,300	円
	17	219,400	円	262,800	円	293,200	円	332,400	円	358,800	円	393,200	円	446,100	円	517,500	円	571,300	円
	18	221,000	円	263,900	円	294,500	円	334,100	円	360,500	円	395,000	円	447,400	円	519,500	円	573,300	円
	19	222,600	円	265,000	円	295,700	円	335,700	円	362,100	円	396,700	円	448,700	円	521,500	円	575,300	円
	20	224,100	円	266,100	円	296,900	円	337,300	円	363,700	円	398,300	円	449,900	円	523,500	円	577,300	円
	21	225,600	円	267,000	円	297,900	円	338,700	円	364,800	円	400,000	円	451,100	円	525,500	円	579,300	円
	22	227,200	円	268,000	円	299,100	円	340,400	円	366,300	円	401,400	円	452,300	円	527,500	円	581,300	円
	23	228,800	円	269,000	円	300,300	円	342,100	円	367,800	円	402,800	円	453,500	円	529,500	円	583,300	円
	24	230,400	円	270,000	円	301,600	円	343,700	円	369,300	円	404,200	円	454,700	円	531,500	円	585,300	円

25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	

25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	

53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	

82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>		
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>		
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>		
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>		
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>		
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>		
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>		
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>		
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>		
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>		
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>		
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>		
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>		
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>		
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>		
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>		
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>		
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>		
109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>		
110		<u>304,200</u>			

82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>		
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>		
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>		
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>		
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>		
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>		
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>		
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>		
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>		
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>		
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>		
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>		
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>		
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>		
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>		
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>		
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>		
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>		
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>		
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>		
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>		
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>		
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>		
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>		
110		<u>312,600</u>			

の職員	5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300	392,700	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200	362,900	378,800
	6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100	394,200	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700	363,800	380,300
	7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900	395,600	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200	364,600	381,800
	8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500	397,100	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700	365,300	383,300
	9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200	398,600	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200	366,000	384,800
	10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000	400,000	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700	366,900	386,200
	11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800	401,300	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200	367,700	387,500
	12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400	402,600	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600	368,400	388,800
	13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100	404,100	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000	369,100	390,300
	14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900	405,600	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400	370,000	391,900
	15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800	407,200	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800	370,900	393,500
	16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700	408,800	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200	371,800	395,100
	17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400	410,300	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600	372,700	396,700
	18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300	411,700	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900	373,600	398,200
	19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100	413,100	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200	374,500	399,600
	20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900	414,500	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500	375,300	401,000
	21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600	415,800	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100	402,400
	22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400	417,000	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000	403,700
	23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300	418,200	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900	404,900
	24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100	419,400	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700	406,100
	25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900	420,600	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500	407,300
	26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500	421,600	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200	408,400
	27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100	422,600	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900	409,400
	28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800	423,600	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600	410,400
	29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500	424,100	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300	410,900
	30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200	424,900	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000	411,800
	31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800	425,800	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600	412,700
	32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400	426,700	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200	413,600

33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900	427,500	33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800	414,500
34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500	428,400	34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400	415,400
35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000	429,200	35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000	416,300
36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600	430,100	36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600	417,200
37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200	430,900	37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200	418,000
38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900	431,700	38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000	418,900
39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600	432,600	39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800	419,800
40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400	433,100	40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600	420,500
41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200	433,300	41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400	420,700
42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000	433,700	42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300	421,100
43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700	434,000	43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000	421,500
44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400	434,300	44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700	421,800
45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200	434,600	45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500	422,100
46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900	434,800	46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200	422,300
47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500	435,100	47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900	422,700
48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200	435,500	48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600	423,100
49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100	435,800	49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500	423,400
50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900	436,300	50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300	423,900
51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700	436,800	51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100	424,500
52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300	437,300	52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800	425,000
53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800	410,800	437,900	53	270,900	292,800	326,700	337,600	354,000	399,300	425,600
54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100	411,500	438,500	54	271,400	293,300	327,000	337,900	354,300	400,000	426,200
55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400	412,100	439,000	55	271,900	293,800	327,300	338,200	354,600	400,600	426,700
56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600	412,800	439,500	56	272,400	294,300	327,600	338,400	354,800	401,300	427,200
57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800	413,400	440,100	57	272,900	294,800	327,900	338,600	355,000	401,900	427,800
58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100	413,900	440,600	58	273,400	295,200	328,200	338,900	355,300	402,400	428,300
59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400	414,200	441,100	59	273,900	295,600	328,500	339,200	355,600	402,800	428,900
60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600	414,600	441,600	60	274,300	296,000	328,700	339,400	355,800	403,200	429,500
61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800	415,300	442,100	61	274,700	296,400	328,900	339,600	356,000	403,900	430,000

62	<u>286,300</u>	<u>308,000</u>	<u>340,800</u>	<u>352,300</u>	<u>369,100</u>	<u>442,700</u>	<u>275,000</u>	<u>296,800</u>	<u>329,200</u>	<u>339,900</u>	<u>356,300</u>	<u>430,600</u>
63	<u>286,600</u>	<u>308,300</u>	<u>341,100</u>	<u>352,600</u>	<u>369,400</u>	<u>443,200</u>	<u>275,300</u>	<u>297,200</u>	<u>329,500</u>	<u>340,200</u>	<u>356,600</u>	<u>431,100</u>
64	<u>286,800</u>	<u>308,500</u>	<u>341,300</u>	<u>352,800</u>	<u>369,600</u>	<u>443,800</u>	<u>275,500</u>	<u>297,500</u>	<u>329,700</u>	<u>340,400</u>	<u>356,800</u>	<u>431,700</u>
65	<u>287,000</u>	<u>308,800</u>	<u>341,500</u>	<u>353,000</u>	<u>369,800</u>	<u>444,300</u>	<u>275,700</u>	<u>297,800</u>	<u>329,900</u>	<u>340,600</u>	<u>357,000</u>	<u>432,200</u>
66	<u>287,300</u>	<u>309,000</u>	<u>341,800</u>	<u>353,300</u>	<u>370,100</u>	<u>444,800</u>	<u>276,000</u>	<u>298,200</u>	<u>330,200</u>	<u>340,900</u>	<u>357,300</u>	<u>432,700</u>
67	<u>287,600</u>	<u>309,300</u>	<u>342,100</u>	<u>353,600</u>	<u>370,400</u>	<u>445,400</u>	<u>276,300</u>	<u>298,600</u>	<u>330,500</u>	<u>341,200</u>	<u>357,600</u>	<u>433,300</u>
68	<u>287,800</u>	<u>309,600</u>	<u>342,300</u>	<u>353,800</u>	<u>370,600</u>	<u>446,000</u>	<u>276,500</u>	<u>298,900</u>	<u>330,700</u>	<u>341,400</u>	<u>357,800</u>	<u>433,900</u>
69	<u>288,000</u>	<u>309,900</u>	<u>342,500</u>	<u>354,000</u>	<u>370,800</u>	<u>446,300</u>	<u>276,700</u>	<u>299,200</u>	<u>330,900</u>	<u>341,600</u>	<u>358,000</u>	<u>434,200</u>
70	<u>288,300</u>	<u>310,100</u>	<u>342,800</u>	<u>354,200</u>	<u>371,100</u>	<u>446,900</u>	<u>277,000</u>	<u>299,500</u>	<u>331,200</u>	<u>341,800</u>	<u>358,300</u>	<u>434,800</u>
71	<u>288,500</u>	<u>310,400</u>	<u>343,100</u>	<u>354,400</u>	<u>371,400</u>	<u>447,500</u>	<u>277,200</u>	<u>299,800</u>	<u>331,500</u>	<u>342,000</u>	<u>358,600</u>	<u>435,400</u>
72	<u>288,700</u>	<u>310,700</u>	<u>343,300</u>	<u>354,600</u>	<u>371,600</u>	<u>448,000</u>	<u>277,400</u>	<u>300,100</u>	<u>331,700</u>	<u>342,200</u>	<u>358,800</u>	<u>435,900</u>
73	<u>289,000</u>	<u>311,000</u>	<u>343,500</u>	<u>355,000</u>	<u>371,800</u>	<u>448,400</u>	<u>277,700</u>	<u>300,400</u>	<u>331,900</u>	<u>342,600</u>	<u>359,000</u>	<u>436,300</u>
74		<u>311,300</u>	<u>343,800</u>	<u>355,200</u>	<u>372,100</u>	<u>448,900</u>		<u>300,700</u>	<u>332,200</u>	<u>342,800</u>	<u>359,300</u>	<u>436,800</u>
75		<u>311,600</u>	<u>344,100</u>	<u>355,500</u>	<u>372,400</u>	<u>449,600</u>		<u>301,000</u>	<u>332,500</u>	<u>343,100</u>	<u>359,600</u>	<u>437,500</u>
76		<u>311,800</u>	<u>344,300</u>	<u>355,800</u>	<u>372,600</u>	<u>450,300</u>		<u>301,200</u>	<u>332,700</u>	<u>343,400</u>	<u>359,800</u>	<u>438,200</u>
77		<u>312,000</u>	<u>344,500</u>	<u>356,000</u>	<u>372,800</u>	<u>450,500</u>		<u>301,400</u>	<u>332,900</u>	<u>343,600</u>	<u>360,000</u>	<u>438,400</u>
78		<u>312,300</u>	<u>344,800</u>	<u>356,300</u>	<u>373,100</u>			<u>301,700</u>	<u>333,200</u>	<u>343,900</u>	<u>360,300</u>	
79		<u>312,600</u>	<u>345,100</u>	<u>356,600</u>	<u>373,400</u>			<u>302,000</u>	<u>333,500</u>	<u>344,200</u>	<u>360,600</u>	
80		<u>312,800</u>	<u>345,300</u>	<u>356,800</u>	<u>373,600</u>			<u>302,200</u>	<u>333,700</u>	<u>344,400</u>	<u>360,800</u>	
81		<u>313,000</u>	<u>345,500</u>	<u>357,000</u>	<u>373,800</u>			<u>302,400</u>	<u>333,900</u>	<u>344,600</u>	<u>361,000</u>	
82		<u>313,300</u>	<u>345,800</u>	<u>357,300</u>	<u>374,100</u>			<u>302,700</u>	<u>334,200</u>	<u>344,900</u>	<u>361,300</u>	
83		<u>313,600</u>	<u>346,000</u>	<u>357,600</u>	<u>374,400</u>			<u>303,000</u>	<u>334,400</u>	<u>345,200</u>	<u>361,600</u>	
84		<u>313,800</u>	<u>346,200</u>	<u>357,800</u>	<u>374,600</u>			<u>303,200</u>	<u>334,600</u>	<u>345,400</u>	<u>361,800</u>	
85		<u>314,000</u>	<u>346,500</u>	<u>358,000</u>	<u>374,800</u>			<u>303,400</u>	<u>334,900</u>	<u>345,600</u>	<u>362,000</u>	
86		<u>314,300</u>	<u>346,800</u>	<u>358,300</u>				<u>303,700</u>	<u>335,200</u>	<u>345,900</u>		
87		<u>314,600</u>	<u>347,000</u>	<u>358,600</u>				<u>304,000</u>	<u>335,400</u>	<u>346,200</u>		
88		<u>314,800</u>	<u>347,300</u>	<u>358,800</u>				<u>304,200</u>	<u>335,700</u>	<u>346,400</u>		
89		<u>315,000</u>	<u>347,500</u>	<u>359,000</u>				<u>304,400</u>	<u>335,900</u>	<u>346,600</u>		
90		<u>315,200</u>	<u>347,700</u>	<u>359,200</u>				<u>304,600</u>	<u>336,100</u>	<u>346,800</u>		

91	315,500	348,000	359,500	304,900	336,400	347,100	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
92	315,800	348,300	359,700	305,200	336,700	347,300	円	円	円	円	円	円	円
93	316,000	348,500	360,000	305,400	336,900	347,600	円	円	円	円	円	円	円
94	316,300	348,800	360,300	305,700	337,200	347,900	円	円	円	円	円	円	円
95	316,600	349,000	360,600	306,000	337,400	348,200	円	円	円	円	円	円	円
96	316,800	349,300	360,800	306,200	337,700	348,400	円	円	円	円	円	円	円
97	317,000	349,500	361,000	306,400	337,900	348,600	円	円	円	円	円	円	円
98	317,200	349,700	361,300	306,600	338,100	348,900	円	円	円	円	円	円	円
99	317,400	349,900	361,600	306,800	338,300	349,200	円	円	円	円	円	円	円
100	317,700	350,100	361,800	307,100	338,500	349,400	円	円	円	円	円	円	円
101	318,000	350,500	362,000	307,400	338,900	349,600	円	円	円	円	円	円	円
102	318,300	350,700	362,400	307,700	339,100	350,000	円	円	円	円	円	円	円
103	318,500	350,900	362,600	307,900	339,300	350,200	円	円	円	円	円	円	円
104	318,700	351,200	362,800	308,100	339,600	350,400	円	円	円	円	円	円	円
105	319,000	351,500	363,000	308,400	339,900	350,600	円	円	円	円	円	円	円
106	351,700				340,100		円	円	円	円	円	円	円
107	352,000				340,400		円	円	円	円	円	円	円
108	352,300				340,700		円	円	円	円	円	円	円
109	352,500				340,900		円	円	円	円	円	円	円

備考 略

備考 略

第2条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後	改正前
(期末手当)		(期末手当)
第20条 略		第20条 略

<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5</p>
<p>(有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（平成20年有明海自動車航送船条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>改正前</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>
<p>第4条 有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（平成20年有明海自動車航送船条例第1号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>改正後</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p>

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日(改正後の職員給与条例第20条第2項、第3項及び第21条第2項の規定にあつては、令和7年12月1日)から適用する。
 - 3 第3条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与等条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- (適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 令和7年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (給与の内払)
- 5 改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とする。
- (規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。